愛媛面影

一

ル 4
1311
1

官許新鐫

愛媛面影（えひめのおもかげ）

今治 碧梧菴蔵

全五冊

4311 1
國立國會圖書館 31.1.31 書

愛媛面影序

嘗聞古者國有風土記之作。凡自山林川澤城府寺邑神祠梵宇舊蹟勝壌。以至草木蟲魚之細。莫不具備而悉載焉。蓋

先王図治務政之厚可以觀也。歷世之久。或經兵燹。或罹水害。散佚泯亡。莫没残帙蠹簡之可以徴者矣。尚古之士。其所無

憾乎。元和偃武之後。文運日潤。操觚之士。固
不乏其人。而其所著述。大抵非牽強付會。
則怪妄虛誕。特慰婦人小子之心耳。未
足以釋大方之憾也。甚則至俾名祠巨社與
浮屠相混。其傷　國體。失名實。以謬世俗
者。不可勝計也。其書益出而其誤益多。且
說愈行。而其實愈亡。遂使不知其孰為
璠璵。孰為碔砆。安在其能徵往事也。吾
父半井大人。夙深慨之。公務之餘。博徵諸古
史舊典。旁及稗記野乘。拮据搜索。遂鳩
為五卷。命曰愛媛面影。愛媛者謂伊豫
國。蓋取之乎古云也。而其曰面影者。亦槩
略之義乎。將上之梓。命蘂為序。蘂不肖
何言。然竊非可得辭也。乃受而謹讀之。
自夫山林川澤。城府市邑之所在。神祠梵
宇。舊蹟勝壤之所存。以至於名門右族之

所興與貢税物産所出具備而無遺務
排擊强付會牽妄臆之説尊 國
體正名實盡歸之乎精明確切而後止
矣注子可以徴也大方之據乎亦釋也而其
璠璵与碔砆亦粲然可辨焉於戲謂
之今之風土記亦不爲誣也而此書之出應
祠邑壊弊以爲名區勝地者有之矣古
今所以爲名區舊地斥而不收者亦々之

矣或有拘世俗或者雖然事之予
據者則取之理之不可從者則舍之取
焉舍焉唯在事理之所存而已矣蓋以
足唯棄此書亦大人之所不敢辭也
慶應三年丁卯十二月
不肖兒 平野榮 季榮謹撰

鱸　瓊書

（印）

序

国の中にも陸奥信夫の里に姉いもと
をと出て敵をうたんとするまで十のとし
皇家の花の橘ひめつまにおん者をまち
子に伴緒の国よりかは風絶ちふ書のとし
しもじもの作の女もたの七字書んとまあり

こゝにわが　以井の大人とよばれ給ふ翁
堂のはしくちよりの家有をもちひ給ひて
ことし此度通西新しこ集書迄何く
出れ春せんとするに時節不満
有しかはまへは団の役にて紀の境
名所の限りをもとめて採集せし

流行漏るゝことなくもとより古の書より
もと流きたるまでわきまへ難きふしぶしも
りて作人字ずてかのこれ深き量
おもふ所もこれ古事にてまさしつ
やさしきさはかれなるものゝやむ事や八
団のさ渡もの香をちらしてのこしおかめん

碧梧庵識

人のあまねくしらまほしきは古人学の業に
ゆかりあらんとおもほえしことゝもを
てふ学び書のはしにしるしつけぬ
学ぶ人のこゝをもて自らの心の
糧ともなしてあらまほしきもとゝおもふ
よしを筆写してぬ

於深川 自水楼主人

愛媛の面影序

異國の學すら心ゆかしく古書を残し
小學といへる際は何や日に見及ぶところまでも
あまねく隈々知る境までも残りぬるはめづらし紀
御代の事を記すにこれを我皇國の事に
比ば某國はいかなる所に何ぞ紀行し事を某
王はいかなる地の生たちなんともおぼしめしてとろ

國のうちの事ハ里郷人ハいふまでもなく口さき
ならずやされバ古風土記といふ書六千餘巻
ありし諸國の山川神社名所舊蹟貢調
産物等の事迄しるしおかれしもありしかど
またうち絶たる今の世に傳らずかのれ早く
此事を歎き給ひてをりまして伊豫國なる
書籍を後の人のしるべともなさんとて

しるし所々ゆきめぐりて見きゝし又種々
の物をあつめて読る所々此國の事をかきしる
しゝ書の数をあつめおかれたるをみれ
とておほせられけるハ勤のいとまにいまひとつの所
みいでゝ物に較計しつゝ思ひよりもさてハ
いたしれあらたるを國のおもひよみがへらして
て五巻の書となしこれを愛媛の面影

半井梧菴 識

ことに名つけるゆゑよしハ古事記に此嶋ハ
身一つにして面四つあり伊豫國を愛
比賣といふとあるによりてやすまきの子か
姉なる者はこの國[illegible]面[illegible]髪
[illegible]細なる[illegible]姿[illegible]
鼻[illegible]眼[illegible]顔[illegible]
[illegible]しるしてあるにてさ[illegible]國の事を[illegible]

ゑらん後にこそ異國のことをも[illegible]我
て皇國学の[illegible]
皇國の本をよく知りてはじめて異國の学の
末ハよく[illegible]

慶應二年七月五日

半井[illegible]梧菴 しるす

愛媛面影總目録

一卷
宇摩郡　新居郡　周布郡　桑村郡
二卷
越智郡　野間郡
三卷
風早郡　和氣郡　温泉郡
四卷
久米郡　伊豫郡　浮穴郡　喜多郡
五卷

宇和郡

引用書目

古事記　古事記傳　舊事紀　日本書紀
釋日本紀　續日本紀　日本後紀　續日本後紀
文德實録　三代實録　類聚國史　扶桑畧記
姓氏録　逸文風土記　延喜式　令義解
公卿補任　江家次第　拾芥抄　日本紀畧
日本逸史　芳野拾遺　東齋随筆　和名抄
神鳳抄　古今著聞集　民部帳　新抄格勅符
日本霊異記　新猿楽記　長寛勘文　王代一覧
本朝通鑑　東鑑　和漢三才圖會　和爾雅

平家物語　源平盛衰記　太平記　太平記綱目
前太平記　後太平記　南北太平記　陰德太平記
西國太平記　残太平記　南海治乱記　豫章記
豫陽盛衰記　土佐軍記　河野家傳記　河野系圖
伊豫不動大系圖　伊豫大繪圖　河野家譜　清良記
宇和舊記　二十四社考　伊豫古城跡考　河野軍記
一宮記　玉襷　答問録　三島縁起
武鑑　除邑録　伊豫俚諺集　二名集
元武弘德明視録　伊豫舊蹟考　西條名所旧跡集　小松邑誌
一柳家記録　今治夜話　大日本史　日本外史

江戸名所圖會　北窓鎖談　源氏物語　同河海抄
和訓栞　集古十種　逸文風土記
萬葉集　同仙覺抄　同代匠記　同拾穗抄
同略解　後拾遺集　金葉集　詞花集
續古今集　新勅撰集　新千載集　續後撰集
玉葉集　新葉集　新撰六帖　六花集
夫木集　壬生集　山家集　明玉集
歌枕秋寐覚　名寄　伊豫名所歌　後堀川百首
草庵集　鷹百首　歌仙傳　冠辭考
南郭文集　本草譯説　窺德見藥性論

元亨釋書　高僧傳

伊豫國全圖

明治己巳仲春應
半井梧菴先生需
浪華翠葉堂半山縮寫

愛媛乃面影巻之三　廿三　鵲語菴蔵

○拾芥抄曰伊豫上遠十四郡田萬四千八百二拾五町

延喜式曰正税公廨各三十萬束大學寮料一万束國分寺料四萬束文珠會料二千束鑄錢司俸料二万八千束修理池溝料三万束救急料八万束俘囚料二万束

按東西凡七十里高四拾二萬九千百六拾三石二斗五升八合

愛媛面影巻一

今治　半井法橋梧菴撰

○宇摩郡

續日本紀曰高野巻四曰神護景雲元年十月癸巳伊豫國宇摩郡人凡直繼人[illegible]
位下其公[illegible]

○和名抄郷名[illegible]

山田郷

餘戸郷

山口郷

拾芥抄曰伊豫上遠十四郡田萬四千八百二拾五町
延喜式曰正税公廨各三十萬束大學寮料一万束國分寺料四萬
束文珠會料二千束鑄錢司俸料二万八千束修理池溝料三万束救
急料八万束俘囚料二万束
按東西九七十里高四拾二萬九千百六拾三石二斗五升八合

愛媛面影巻一

○宇摩郡

今治　半井法橋梧菴撰

續日本紀高野ノ巻ニ曰神護景雲元年十月癸巳伊豫ノ國宇摩郡ノ人凡直繼人獻ニ錢百万紵布一百端竹笠一百蓋稲二万束ヲ授ク外從六位下其父稲積外從五位下ヲ

○

和名抄郷名

山田郷　山口郷　津根郷　御井郷

餘戸郷

…東修理池溝料三万束救

…六拾三石二斗五升八合

…井法橋梧菴撰

…月癸巳伊豫國宇摩郡人

…百蓋稲二万束授外從六

…根郷

御井郷

梧菴藏

天平神護二年三月の條に曰く、
伊豫國人從七位上秦毗登淨足等十一人賜姓
阿倍小殿朝臣、淨足自言、難破長柄朝廷、遣
大山上安倍小殿小鎌於伊豫國、令採朱砂、小鎌
便娶秦首之女、生伊豫麻呂、伊豫麻呂不尋父
祖、偏依母姓、淨足即其後也。

古ハ此五郷なりしを今ハ五拾一村にわかれたり

余木村 三十九石余 古作豫岐　長湏村 廿七石余　川江村 千六十九石余　下分村 七百八十六石余
上分村 五百三石余　山田井村 三百石　金川村 二百三十七石余　半田村 二百三十五石余
柴生村 百三十三石余　下川村 八十五石余　奥下山村 三百七十二石　領家村 百九十二石余
上山村 四百五石余　新瀬川村 六十五石余　馬立村 百十八石　寒川山村 百七十六石
岩原瀬村 八石余　鷹野山村 三十六石余　新宮村 百十五石余　三角寺村 四十二石余
小川山村 七十六石　平野山村 百四十六石　柏村 上下千二百十三石余　妻鳥村 千三百九十二石余
村松村 四百六十二石余　中曽根村 六百廿九石余　三嶋村 九百七十石余　中庄村 四百十石余
具定村 二百七石余　東寒川村 六百廿七石余　西寒川村 五百三十一石　土居村 六百四十八石余
大町村 六百廿一石余　凢尻村 九石余　五良野村 八十六石余　豊田村 百廿九石余

長田村 三百四十九石余　野田村 三百九十二石余　津根村 千五百四石余　小林村 五百十七石余
藤原村 四百五十五石余　中村 四百五十二石余　蕪崎村 千十七石余　天満村 六百七十九石余
入野村 二百七十二石余　北野村 七百廿九石余　上野村 東西千二百三十六石余　畑野村 三百九十五石余
浦山村 三十八石　別子山村 三十四石　津根山村 三十三石

總高二萬千二百二拾三石壹斗三升壹合

○

西行松

長湏村にありし西行法師西國行脚の時暫此所に住居せし庵前に松のありけるを見給ひて

ここをまた我住うくてうかれなば松ハひとりにならんとすらん

西行松(さいぎやうまつ)

本國院殿(ゑんこくゐんでん)の西行松を詠(えい)ませ給ひし御今治度詰に出る

めてしそのむかし
こゝにてし松志きを
はそれいく世
ありふらん

釆女正定基

と詠ひしハ此處の事なるよし豫陽盛衰記にみえたる古の松ハ朽
しるしに植継く今の松なりとぞ

按るに此歌山家集に讃岐國に大師のおはしましける山寺の後
むすびて住けるに月いとあかくて云く庵の前に松のたてりけるをみて

久に經て我後の世をとへよ松跡しのぶべき人もなき身ぞ

といふ歌に義ひとしく出されバ西行も讃岐國にて詠みし
歌なるべきを古よりの云傳へにハ誠ハ後の世へハあらずて此なる
を山家集に謬りしものなるべし

○橘島（たちばなしま）

和爾雅諸國名所に伊豫國とし萬葉仙覺抄に伊豫國宇摩郡

といつたえもその所詳ならず二名集云　甄單山或ハ橘島といふ
小松邑志にハ新居郡氷見村に岩岡といふ所を八幡宮となせる昔
此邊まで入海にてその処を橘郷なれバ橘島といひしと

萬葉集巻七譬喩歌寄衣

橘之島爾之居者河遠不曝縫之吾下衣

按代匠記云橘島ハ大和橘寺ある邊なり第三巻日並皇子尊殯宮
ひし後舎人どものよみたりし歌なかにも橘の嶋の宮にハ猶
ねがもといひしとされバ万葉集なる橘島ハ実ハ大和国なるを仙覺抄
に誤て伊豫といへるに付てよりし付會しける説なるべし仙覺が
風土記の説を引く息長帯姫の御歌也といへるも信じがたし

○川江

寛永の比一柳美作守直家朝臣の邑里を故有て播磨小野に移り玉ふその後も猶盛なる一在所にして繁昌の地なりき

除邑録ニ云二万八千六百石伊豫ノ国河江ノ邑及播磨ノ小野邑一柳美作守直家寛永十九年五月廿七日卒ス坐テ于養子之事ニ同廿年ノ春邑除ル殊ニ賜フ播磨ノ国小野邑一万石ヲ

按河野家傳記に美作守に三万石内二万石豫州川上一万石播州小野を賜ふとあり川江を舊ハ川上とも書るをおもへば川江城主川上但馬守と云人の氏もかはの人とよみしなるべし

○川江城墟

川江村に在り一名佛殿城河野の族土居三郎左衛門義昌の城跡なり天正の比川上但馬守住しと云古ハ住処の名をもて氏とするもの多し此川上も舊ハかハのうへと稱しが今も俗に川江をかハのうへとよめり

南海治乱記ニ云阿波ノ大西讃岐ノ羽床ハ累代大剛ノ者ニテ宮方ニ在シヲ今度頼春礼ヲ厚シテ将軍方ヘ招キ是ニ先陣ヲ頼テ豫州ヘ押寄土居三郎左衛門ガ篭タル河江城ヲ攻ラル、日頃義助ニ服従シタル恩顧ノ兵将土居得能合田二宮日吉多田三宅高市等ノ兵将金谷修理大夫經氏ヲ大将トメ西伊豫ノ兵船五百艘ニ取乗テ土居ガ後詰ノ為ニ海上ニ浮テ河江ニ赴クと云々

元武弘徳明視録ニ云頃ハ天正三年正月中旬阿州馬路の城主大西備

中守源元武豫州佛殿山の城主川上但馬守追討の為發向の用意取ける

又云執く西備中守ハ兼く秋山内通まて謀の企を委しく達しる故忽ち時を移さず英卒百騎斗を従へ川江城下迄馳付大手の門際まて閧を上鋭兵急に攻入けれバ誰有く支るものなし

○

村山神社

延喜式神名帳に伊豫国宇摩郡村山神社名神大とあり御社ハ津根村椿森といふ所に立せり和名にハ廿四社考に大山積命又一説に大己貴命也といへり

延喜式名神祭村山神社一座大山積神社一座野間神社一座阿治美神社一座已上伊豫

三代實錄云貞觀九年二月五日乙亥授伊豫國従五位上村山神正五位下

同十二年八月廿八日戊申授伊豫國正五位下村山神正五位上

文德實錄云仁壽三年六月甲戌以伊豫國村山神預於名神

按此神社ハ臨時祭式の名神祭に預りまつるほどの官社なれバ往古ハ宮殿をはじめさまに厳しきものとも千年の久しき経てことごとく焼失たるもゆへし俚諺集に宝永年中寶盃を掘出し銅器類品ゝありと云りせめてハこの物をだに永く後世に傳て古社の證ともなすべき事ぞかし

○

新田明神社

下山村に在り新田左中将義貞卿男左少将義宗朝臣の霊と祀
れる御社のよし謂ひやて御墓所あると云
社記云左少将武蔵守義宗明徳四年発出羽國而退于伊豫国住於
宇和郡猿ヶ嶽城應永元年移于温泉山及老年来此處而留焉同
十二年十一月五日行年七十有四歳而卒葬于此地云々天文十七年三
月十八日河野弾正少弼通直祭義宗義治両将之霊贈号新田明神
按日本外史云正平廿三年七月義宗義治起兵越後上野與足利氏将
上杉能憲戦不克義宗死之云々然れば実は此國に下りて河野氏に寄給ひ
しなるべし

○三嶋明神社

三島村に立せり社記云伊豫國宇摩郡大山積神社者養老四年庚申
四月越智玉澄依思願上柏村ニ閑居シテ遷祭所也毎年八月廿三日を
祭日とす仍て其所を三島と名く人家盛にして富家多し神の恩
頼によるなるべし神主高倉家に河野通能朝臣の文書有其中に

先達而社申越候宮ノ記一巻社務職ニ滅而有之 文字磨滅
遣候委○○之事申含候也謹言
十一月廿日 通能判
高倉右京亮殿

○井河神社

瓜尻村に立せり俗に井河明神と云祭神は何神なるを知らず

三代實録云元慶八年十一月十七日授伊豫國正六位上井河神従五位下

按ニ三代実録に載る所の井河神ハ何處に在りとも知れず疑らくハ此神の事なるべし

○三角寺

三角寺村に在り本尊十一面観世音立像長六尺二寸の大佛なりと空海作と云傳へたり堂左砌有三角壇上今有数圍老杉乃昔大師修護摩之壇也依之世号三角寺と縁起に見ゆ四國順拜六十五番の札所也

按續日本紀聖武巻ニ云天平十二年九月己亥勅四畿内七道諸国云々

今国別に造観音菩薩像堂軀高七尺といへり疑らくハ此像ならんか

○仙龍寺

馬立村に在り奥院と名く空海四十二歳の時の像なりと云山に倚て構へたる樓閣仙境といふべし

○新宮渡

船渡なり此川を栗下川と名く上ハ銅山より流出て末ハ阿波の吉野川に入大河なり馬立村に出る往来にて古来土佐國より往還なりし

此所よりハ

續日本紀元正巻ニ云養老二年五月庚子土佐國言公私使直指土左而其道經伊豫國行程迂遠山谷險難但阿波國境相接往還甚

碧梧菴蔵

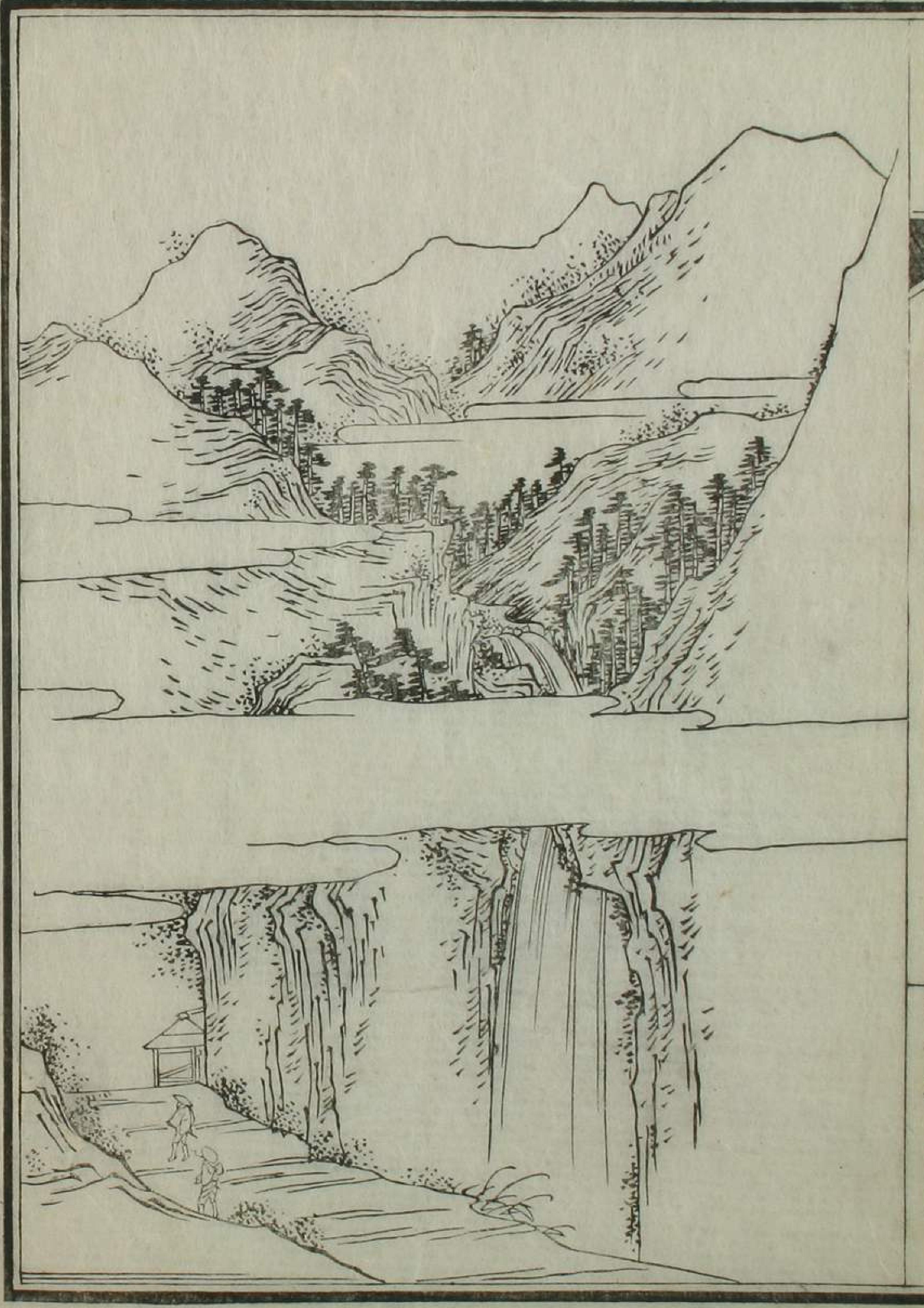

仙龍寺（せんりうじ）

碧梧菴蔵

易請就此國以為通路許之

○

春宮大明神

妻鳥村春宮と云所の山上に在り春宮をトウグウと訓るハ本東宮なるべし太宰率後に帥と改りて猶ソツと云が如し相傳軽太子を祭ると此山上即御墓所なり又新濱と云処に東宮石と名付る石あり御船の着給ひし跡なりと云

日本紀安康巻曰太子自死于大前宿祢之家一云流伊豫國

按古事記に故其軽太子者流於伊豫湯也といふ湯ハ湯字必衍なるべしそハ此太子同母妹軽大娘皇女と奸通の事によりて皇女を流奉りしも湯のほとり近き所なれバ一所

にかなはずきいたれなりとばなき

○

天満宮

天満村に在り菅公太宰府へ左遷の時此浦に着給ひしと云又木像流寄りしゆゑに祭りしなりとも云此神をまつりしによりて天満村と名付しなるべし

按此村往古ハ新居郡なりしを後に此郡に屬せらるゝなるべし南海治乱記に阿波ノ兵船数百艘新居郡天満村ニ充満スとみえたり

○

宇摩関

西上野村に在り新居宇摩両郡の境にして古の関跡なりと云今に此所を関と呼て此辺松茸多し又此所の栗ハ大抵栗とて

一年に云殿家をもすぐれし二名尾に見たり宗祇法師の歌
秋雨に谷の戸寒くなれて袖ひさす宇喜の関守

○入野（いりの）

入野村薄多し瀰くら曠野にして枯残りし尾花の風になびく
さ野のゆき洗にあはれ深しさらに多し

万葉巻十　新古今

小男鹿の入野のすゝき初尾花いつしか妹が手枕にせん

壬生集

誰が為に入野の枕むすぶらん ゆふ露ぬれてすゝむ人まで

明和年中京寺富山西條名所旧跡集に出す

西園寺大納言實季卿

うら枯野すゞめん此月夜入野の尾花にまよふ袖

豊岡治部少輔尚資朝臣

ゆふぐれ枕むすぶや旅人の入野に招く小すゝき

按るに名寄に伊豫國名所とすこれも万葉集の歌ハ八代通記に
丹後國竹野郡納野もあるべしと云冠辞考に山城乙訓郡入野
神社と延喜式にあるに同し所にて入野の芒とよめるもうけがたし
それといへり

○銅山（どうざん）

別子山足谷といふ所にあり元禄四年より開發せり又新居郡立川山長谷といふ

此は舊ハ一柳家の領地なりしを後西條領となりて金子村人之を發せしが其後又公料となりて浪花住友某の支配となりしを
銅を含める石を鉑と名く鉑を掘出す壙穴を鋪と云又間府とも云間府の内に材木を建並べ穴の潰ざる構をなせり又水抜間府あり是ハ鋪内に水の溜るを流出さんが為に設る道也又風廻間府あり是ハ風の通ひの為に設る所なり鋪内ハ至て暗夜の如し依て栄螺売に鯨油を入綿に心をなして火を點す又此風廻穴なき時ハ燈消てまぶしく云留者ハ小屋を構へ鋪内より掘出せる鉑を打わり細き石を撰く細に碎きてこれを焼竈といへる竈に入て焼なり鉑石千貫目に薪三百貫目より四五百貫目ばかり焼て日数三十日ばかり過て大氣の失るを窺ひ床屋といへる所に運び吹分るなり

銅山鑛穴図
大洲丸山氏所寫

此床屋にて焼く吹を鉑吹と云 吹あらたを鈹と云 此鈹を銅に吹たるを真吹と云 南蛮の吹方にハ銅千貫目に山床七千貫目餘を費す

焼竈二百八拾枚　床屋廾五軒　鉑吹十五軒　真吹拾軒

鉑石ハ南山より掘出す凡一日凡四五千貫目 鉑石一仕廻に千貫 焼鉑四百八拾貫目を焼て是を云吹して此鈹五六拾貫目 床尻銅凡一貫目より六七貫目取と云

真鉑一仕廻に鈹百貫目 銅廾五六貫目より四拾貫目取と云 但し鉑の善悪によりて取が多少あり

續日本紀文武巻云大寶元年七月乙酉伊豫國獻鑞鑛

按大宝年中貢献せし鑛ハ何處より出しと事をしらず

綿

此郡より多く綿を出す村松村に出る物殊に上品なり其外殖る所甚多し野間郡にて八九王村を上品とす伊豫郡郡中にて作る所又多くあると云

類聚國史 百九十九殊俗部崑崙 桓武巻云延暦十九年四月庚辰以流来崑崙人所賚綿種賜紀伊淡路阿波讃岐伊豫土佐及太宰府等諸國殖之其法先簡陽地沃壤堀之作穴深一寸衆穴相去四尺乃洗種漬之令経一宿明旦殖之一穴四枚以土掩之以手按之毎旦水灌常令潤澤待生云之

按和訓栞云大學衍義補に自古中國所以為衣者絲麻葛褐罷而已宋元之間始傳木綿入中國とあり唐土にても宋元の比始て外国

より木綿を傳へしとぞ。本朝も昔ハ賤者の服ハ必麻布なりし
延暦年中に此國に植させ給ひし綿ハ培殖の法をうしなひし故か種も
たえたりしを天正永禄の頃再外國より渡来て今ハ萬民日用の要物
となりぬ 新撰六帖の歌に
雲路の大和にハあらぬから人の植てし綿の種ハたえにき

○新居郡 往古ハ神野郡といひしを嵯峨天皇の御諱を避て新居と改められし諸書に見えたり

類聚國史廿八巻云大同四年九月己巳改伊豫國神野郡為新居郡以觸上諱也 日本后紀同

文德實錄云嘉祥三年五月云々故老相傳伊豫国神野郡昔有高僧名灼然稱為聖人有弟子名上仙住止山頂精進練行過於灼然諸鬼神等皆隨頤指上仙嘗從容語所親檀越云我本在人間有同天子之尊多受快樂尓時作是一念我當来世得作天子我今出家常治禅病雖遣餘習氣分猶残我如為天子必以郡名為名字其年上仙終先是郡下橘里有孤獨姥号橘嫗傾盡家産供養上仙上仙化去之後嫗得

元明天皇和銅六年五月甲子ノ條ヲ見ヨ

審問泣涕横流云吾與和尚久為檀越願在來世俱會一處得相親近俄而嫗亦命終其後未幾天皇誕生有乳母姓神野先朝之制毎皇子生以乳母姓為之名焉故以神野為天皇諱後以郡名同天皇諱改為新居后時夫人号橘夫人所謂天皇之前身上仙是也橘嫗之後身夫人是也　本靈異記灼然作寂仙横峯寺有石仙祠

按續日本紀巻六云古老相傳舊聞異事載于史籍言上當時佛道を信し給ひし折から故ま種〻の怪事を真偽をも正さずして妄載せぬるなるべし固信ずるに足らじ

續日本紀高野巻云神護景雲二年四月伊豫國神野郡人加茂直人主等四人賜姓伊豫加茂朝臣

同孝謙巻云天平宝字二年三月壬午伊豫國神野郡人少初位上加茂直馬主等賜加茂伊豫朝臣姓

三代實録云仁和二年十月廿三日戊戌伊豫國新居郡始置主政一員

○和名抄郷名

新居郷　丹上郷　嶋山郷　花郷

加茂郷　神戸郷

按延喜式云凡諸國部内郡里等名並用二字必取嘉名とあれハ花郷ハ必立花郷の誤なるべし文徳実録所謂橘里是なるべし

昔ハ此六郷なりしを後世五拾二村に分れたり

阿嶋村 [illegible]石余　大嶋村 [illegible]百三十七石余　郷村 六百二十三石余　松神子村 三百九十五石余

垣生村 三百七十六石余　宇高村 六百四十七石余　澤津村 二百一石余　新須賀村 七百九十四石余

新居濱村 七百八十一石余　庄内村 千九十六石余　下泉村 七百四十二石余　上泉村 六百十一石余

船木村 四百五十七石余　東角野村 三百七十二石余　西角野村 三百十石余　種子川山村 六十一石余

立川山村 八十一石余　大永村 八十八石余　中村 九百一石余　金子村 千五百九十九石余

萩生村 千百七十三石余　大生院村 三百九十九石余　半田村 二百九十七石余　上嶋山村 七百五十一石余

下嶋山村 九百八十八石余　船屋村 百八十六石余　流田村 三百卅三石余　永易村 三百五十五石余

明神木村 百八十一石余　福武村 千二百六十五石余　大町村 千百二石余　神拜村 三百四十七石余

朔日市村 六百五十四石余　喜多川村 五百八十八石余　喜多濱村 六十八石余　樋口村 二百廿七石余

古川村 二百十二石余　中西村 四百七十八石余　安知生村 五百八十石余　西田村 九百八十四石余

洲之内村 四百八十五石　中野村 六百六石余　藤野石山村 三十石余　千町山村 七十石余

荒川山村 三十石　兎野山村 七十一石余　大保木村 百十七石余　坂本村 二百十七石余

楢木村 百八十八石余　野々市村 五十四石余　西泉村 五百八十石余　氷見村 千八百三十九石余

總高二萬六千八拾三石八斗七升七合

○黒嶋神社（くろしまのかみのやしろ）

延喜式ニ新居郡黒嶋神社とあり御社ハ大嶋村の内黒嶋と云嶋ニ立

せり此嶋よりもなをそやがて神名ハしらせつるなれど祭る所ハ何神な

るやしらず或ハいふ伊弉冉尊なりと

完戸大成舊蹟考云三代實録貞観九年二月五日乙亥授伊豫國正

六位上浮嶋神従五位下とあり黒嶋の訛ヵ又ハ舊名浮島なりしといへり

按式内別に浮島神社あれバ黒島の一名なるべし

○八幡宮

宇高村にあり源頼義朝臣伊豫守にて此國に下り給ひし時建立と云ひし由二名集に見えず

按豫章記系圖親經の所に云頼義御國務之時仕彼命建立八箇所八幡宮と此八幡宮も其内の一社なるべし

○新居濱

古ハ大江浦と云銅山ある此浦の銅此浦を船にて浪花に送る又銅山へ送る浦の穀物魚塩等を遠るに此浦より馬にて運ぶと云春の頃ハ鯛鰆等夥しく漁獵ありていと繁栄の地なり

○御代島

新居濱の北に在り潮来る時ハ船ならでハ渡りがたし汐干る時ハ西方に長き洲ありて歩行にて往来すべし此島に鍬多し西の尾崎を朝神鼻とも云馬場某の城跡なり

○生子山城墟

立川山に在り康暦元年河野の一族一條修理七百余騎にて立籠る同年七月細川武藏入道常久讃州高松に蟄居の時阿土讃三國の勢四万余騎を催し當国に討入一番に當城へ押寄攻戦ひ七日にして落城す此事後太平記に詳なり

○西條

河野益男其子實勝西條を居館とせられしを西條の御舘と称せり
河野家傳記ニ云神戸城主七万石一柳監物直盛死期ノ願ニ依テ直重ニ西條三万石ヲ賜フ云々直重病死長男監物直興ニ二万五千石次男半弥ニ五千石ヲ賜フ直興故有テ寛文五年七月廿六日領地被召上断絶ス
按一柳家の記録に次男半弥直照ハ川江にて五千石を分地す後播州に移る二代目權之丞直增とみえたり
寛文年中紀伊大納言宣頼卿の次男松平左京大夫頼純少将西條を賜りて居城とせられしより聨綿として繁昌の一在所となれり

○風伯神社

西條城下朔日市村に在り風神を祭れり

三代實録云貞観十七年三月廿九日壬子晦授伊豫國正六位上風伯神従五位下

按舊蹟考に風伯ハ風早の誤りか又ハ風早神に風伯神を合祭せるか
そもいかなることにかさだかならねど現に風伯神とて古より祭来れるを
とや續日本紀ニ云奉幣於五畿内風伯ニ其外諸書に風伯神とみえたり
国語にハあらじ
玉井春枝云新撰格勅符に伊与國國分寺風伯神封一千四百十戸
云々と見ゆれど風伯神ハ國分寺内に在しなるべしといふをききてかれなりき
なんめりさもいはゞ國分寺の邊にさる神の有し事をきかばこのあたりず
一千四百十戸ハ大封なり風伯神の封戸とハ聞えずかかる誤りあるべし

猶後人の考をまつのミ

○伊曾乃神社

延喜式に新居郡伊曾乃神社名神大とある御社ハ中野村に立せ

二十四社考ニ所ハ祭天照皇大神也といへり

續日本紀稱德巻云天平神護二年夏四月甲辰伊豫國神野郡伊

曾乃神授ニ從五位下ヲ充ニ神戸五烟ヲ

三代實録云貞觀八年閏三月七日壬子伊豫國従四位上礒野神

授ニ正四位下ヲ

同十二年八月廿八日戊申授正四位下伊豫國礒野神正四位上

同十七年三月廿九日壬子晦授伊豫國正四位上礒野神従三位

類聚国史百三十一云天安八年閏三月壬子伊豫国従四位上礒野神伊豫村

神并預於名神

舊蹟考云礒野神社と申まして祭神ハ天照大御神のよし或書にミ

えたるハ今の垂仁紀に其祠立於伊勢國因興齋宮于五十鈴川上

是謂礒宮則天照大神始自天降之處也とある礒宮にあたりて伊

曾乃神を天照大神と云出たるか礒宮ハ五十鈴宮と混し傳まて

礒宮とハ云べきにあらぬよし委く古事記傳十五巻にいはれたり

按に伝ハ天照大神にもあらず何にもあれ伊曾乃神と云神なると

知べしさてハ天照大神に四位五位を授給ふへいはれなし

鈴屋大人の答問録云同し天照大御神を祭れる社とても必も

伊勢同等に尊きハあらず其社のほどくに従ふその神にも
尊卑あれバ位階を授玉ふもその社の神へ授給ふ事也

○一宮大明神

金子村に在ス大山積神を祭る正一位一宮大と云六字の額ハ嵯峨帝の宸筆なりと云ニ名集ニ此所昔奉幣使ありしよし其跡に櫻を植て勅使櫻と名くと云又近世京より寄玉ふ和歌

花園公燕卿

千早振神もさくらもはなしそのむかしの春やこひしかるらん

芝山持豊卿

うつりゆくに花のむかしをかけてならしに神の手向とやかく

慈光寺尚仲卿

咲ちるハ神も手向とうづきにいくゐよ花のむかふ

日本逸史考異ニ云新居郡金子村大山祇神社有正一位一宮大明神ノ八字額是因被改郡名之議而嵯峨天皇弘仁年中所賜之宸筆ノ額也國史脱此事故記之以附于茲焉

河野軍記云新居玉男弟玉澄ノ威勢ヲ妬ミ心底深ク挾ム所有テ三島ノ神慮ヲ憑ミ或時宝藏ノ宸筆ノ額ヲ盗取テ私ニ一社ヲ建立シ一宮大明神ト崇メ祭ルト云

按豫陽盛衰記ニ文武天皇三島ノ神徳ヲ深ク感シ思召シ日本總鎮守正一位ニ勅許セラレ我朝一州ノ一宮ト崇玉ヒ忝クモ御宸筆ヲ以テ一宮大

明神ノ勅額ヲ送ラルとソありしかども貞観二年まで従四位下なりてま
ありしと是より百六十年前に正一位の勅額を賜るといふものハ誤れり
となりしかバ一宮大明神として此所に祭りしハ玉男まで正一位の勅
額を賜りしハ今の嵯峨帝の御時なるべし

○

加茂川

石鉄山の後より流出渓々の水落合て大河となる此辺加茂郷なれバ加茂川とハ名づけし酔が淵の上に秋の彼岸より梁をかけて鮎を捕へ春ハ簀を編て鱒を漁す川上に八堂山あり花紅葉を多く植置て春秋の眺望あり

○

逆様川

兎野山に在り此所よりすべて南ハ山にて高く北ハ海まで低き所なれバ皆ハ北に向ひて流るゝを此川のみハ黒瀬山より来る水兎野山の西をめぐりて遠く又環て南に流るゝにより逆様川と名づくされども一度南に向ひて又西に流れて又南へ流れて東より加茂川に出て遂にハ北に流て順に帰す自然の勢なるべし西条名所旧蹟集に見えたり

○

瓶穴

黒瀬山板落川に在り岸に穴あき水入て瓶の形に似たるを以て俗に瓶穴と称す其ね十二三ばかりなると云口の廣さ五六尺より二三尺に及ぶ深さ四五尋なりと傳ふ是出水の時石の急流に激せられて轉びまはりて穴のうがちたるなるべしされども世に稀なる観物なりき

トノヤマ
サカサマ川
カメアナ

○石の判

黒瀬山に幅壹間餘の石に文字を彫付たるあり神作なりと云傳ふ山中にて俗に石の判と云ふ

按文德實録云故老相傳伊豫國神野郡昔有高僧名灼然称為聖人有弟子名上仙住止山頂精進練行過於灼然諸鬼神等皆随顧指云〻此石蓋上仙の刻しものなるべし横峰寺に石仙の祠ありていはゆる石鈇山上を開し傳ふるなどと云なれば石仙即灼然なるにて上仙又其弟子にて師の志をつぎ専此山を開し傳ふるべし

○不動瀧

黒瀬山よりは上より段〻の二十間ばかり其傳絶壁數十丈甚奇観なり

石の判

雨撃風飄苔蘚紛
夢醒忽憶遠山雲
上仙〻去今何處
石長留科斗文

按此書爲石判者蔵拓一
絶録以充餘白

碧梧桂菴主人

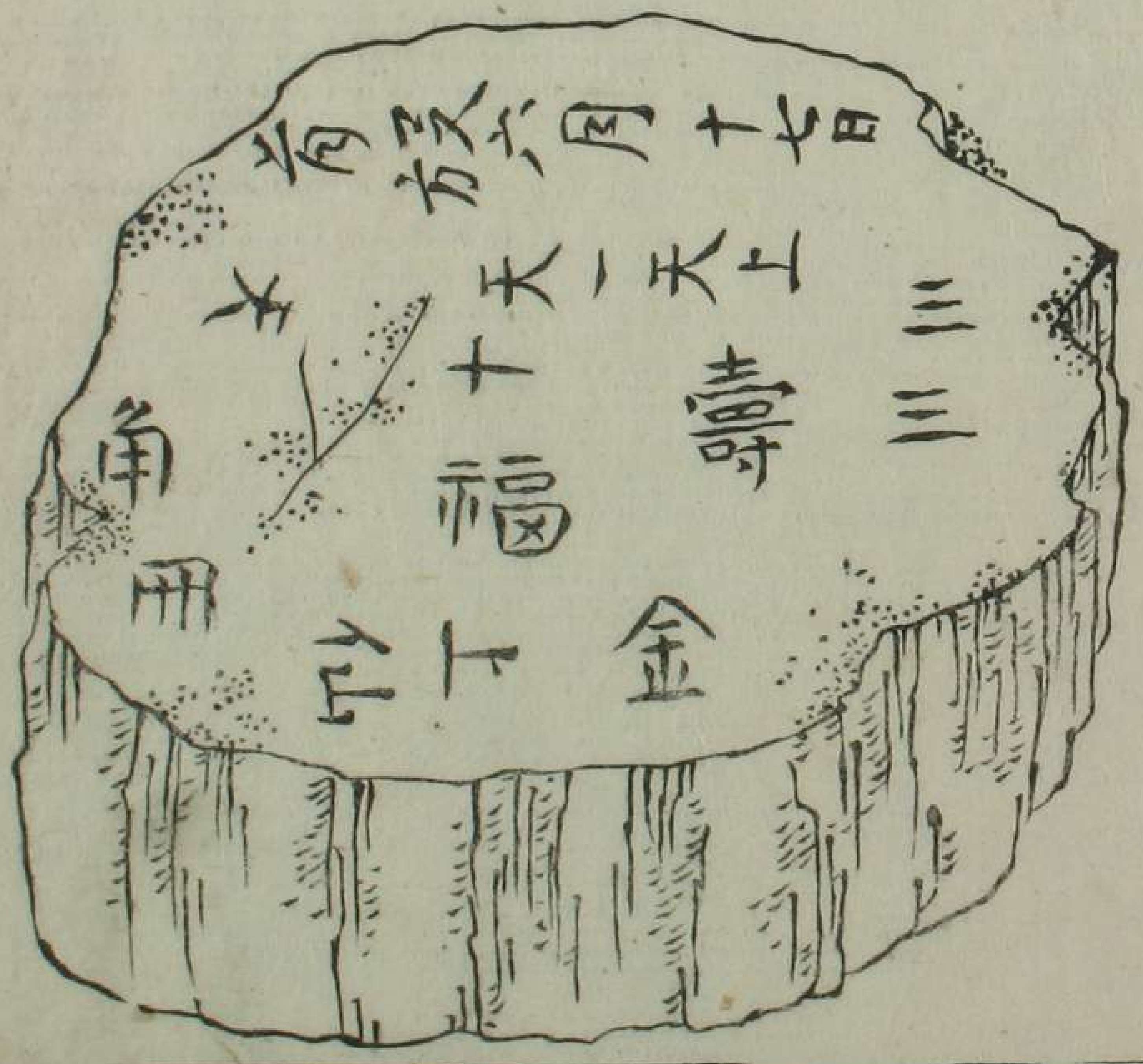

○大保木

石鉄山に登る大戸より入ちの八横峰寺に出又前神寺よりのぼるの八大保木よりのぼるを云此辺茶を多く植て産業とす因て茶の銘を大保木と云和漢三才圖會に出たり

豫章記云康永元年頼春大勢ニテ石鉄山ノ麓大保木天河寺ニ陣ヲ被取ケルガ或時周布郡千丈カ原ニ打出テ河野ノ一族十七人十死一生ノ日ヲ取テ合戦シ一人モ不残討死シタリ云々

按千丈原を千町原とも書たり荒木由路云小松の邊を云なるべし此辺をすべて小松原といふを先侯入部ある時給ひし初築莽を切開きて小松とハ名けたまひしなりとぞ

○高尾山城墟

氷見村の南に在て高外木の出城にして高橋美濃守政輝と云人の城跡なり麓より山頂迄半里ばかり尤険し麓に里城と云所あり高橋政輝の石碑又忠士萬靈と題せる自然石の碑有此邊すべて難戦苦闘の地なれバ陰徳太平記に見えたり東に當りて城が原と云所あり今にも武器の腐残りしを掘出す事ありと云

○吉祥寺

本尊毘沙門天空海作四國順拝六十三番札所也氷見村檜木寺と云寺有しを中古破壊して此寺に合せりと云

豫陽盛衰記曰去ル程ニ小早川隆景ハ高尾落城ノ其日ハ吉祥寺ノ上ナル

往生が峠ニ登テ陣ヲ構ヘ高外樹ノ城ヲ見渡シ居玉フと云こ

保國寺

中野村に在り本尊阿彌陀如来行基作開山佛通禅師初天台宗なりしを後に禅宗に改めしと云寺内に石川備中守墓あり天正の乱に堂宇をとしめ宝物舊記悉く焼失て足利将軍尊氏公の御教書のミ今猶存せり

縁起云開山此地に遊行す時に生子山城主一條城之丞義次新居宇摩二郡に一関を構て非常を誡む新居関是也義次師の凡ならざるを見て関中に迎へ相携て本城に帰んとす城見坂に至て詩歌の贈答ありし因て其所を歌詩和峠と云となり

前神寺

西泉村に在り石土山上の神を寺内に遷祭るによりて前神寺といふなるべし本尊阿彌陀如来四國順拜四十四番札所也此寺櫻樹を多く植並べ花時の眺殊によろし石土權現祠東照宮神廟あり舊ハ石土權現の北に在しを奥に移しまゐらせたり今ハ山に據り谷を帯び樹木生茂りていと神さびたり

温泉谷

洲内村山崎と云所に在り穴の廣さ方三尺ばかり深二間の竿を下せば届かずといふ霊泉沸々として常に湧出る是を嗅バ硫黄の氣あり下流に湯花といふものあり此泉を汲取て浴するに疝氣腰痛又ハ小

石土藏王權現
東照𪜈畜
勧化所
ダイシ堂
ゴマ堂
弁天
鐘樓
芭蕉冢

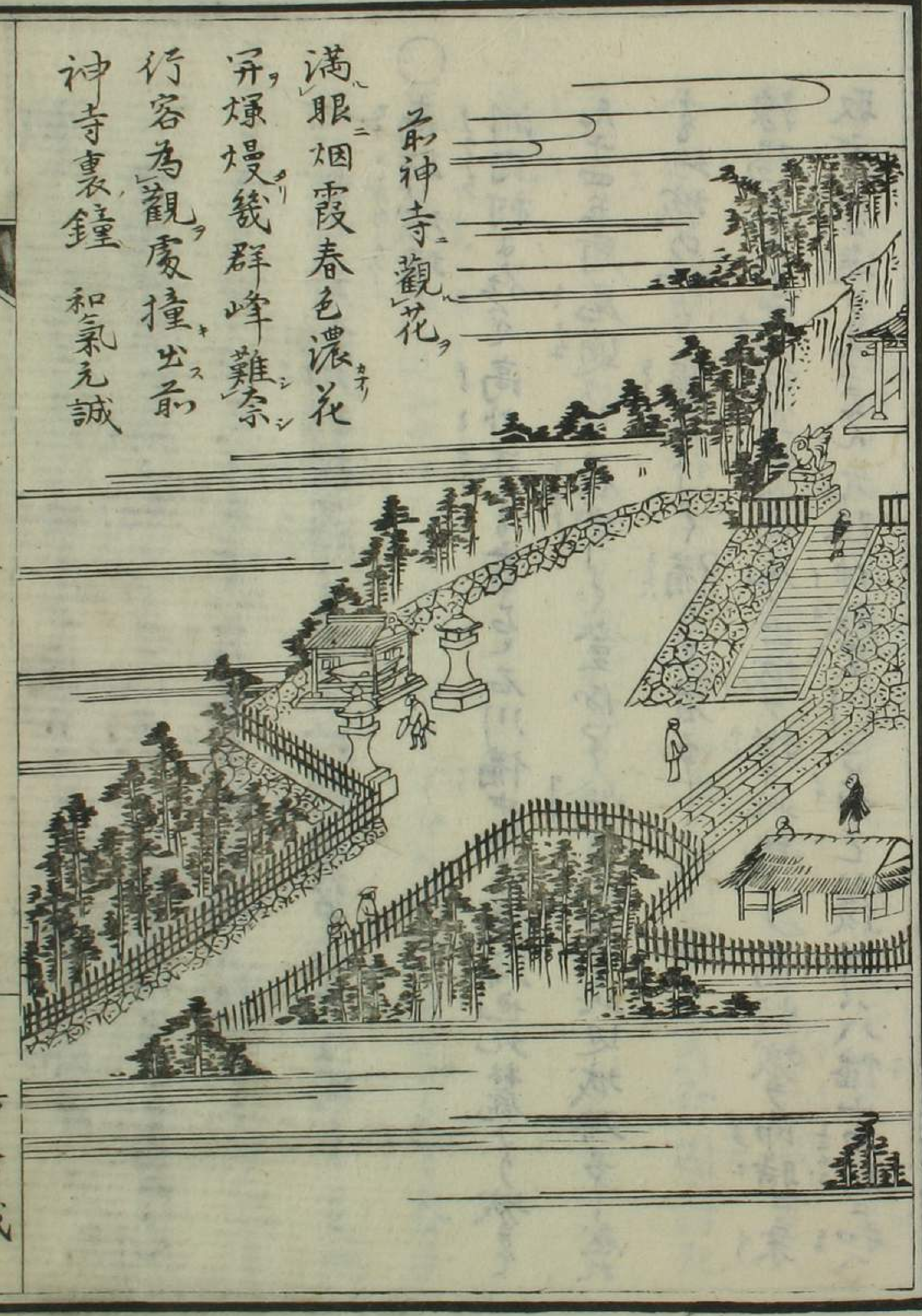
示神寺観花
満眼烟霞春色濃花
昇燥熳綫群峰難奈
衍容為観處撞出示
神寺裏鐘　和氣元誠

瘡なとに効ありされとも冷にして温気なし火を用れハ治がたし
按冷硫泉の病に効ある温泉にまされり医事に意ありん
ものハ必と用ふへし此事ハ窊篤児薬性論に詳なり
越智郡鈍川村楠窪と云所又冷硫泉あり此泉に同し

○高峠城墟

洲内村に在り高外木とも書り石川備中守の城跡也北麓より城まて
凡十四五町尾通りを屈曲して登るに嶮き山なり此辺城跡多し然れ
とも此城の如く廣大にして備りたる者なし
豫陽盛衰記ニ曰諸軍勢ハ高尾ノ出城ヲ挫キ此勢ニテ高峠城ヲ即時ニ乗
取ントン勇進テ見エニケル先陣伊我里川ニ着ケレハ後陣ハ八幡山白坪ニ扣ヘ
テ尺寸ノ地ヲモ不餘朝日ニ兜ノ星ヲ輝シ家々ノ旗ノ紋山嵐ニ吹靡カセ雲霞ノ
如ク見エニケリ高峠ニハ含儀シテ幼主虎竹ヲハ土州ヘ落シ普代恩顧ノ者七八
人ヲ供ニテ住馴シ高峠ヲ心細クゾ落ニケル偖又残ル軍兵ハ共各一図ニ討死
ヲ相究メ城ニ火ヲカケ一騎モ不残討出ケル

○風穴

藤野石山村風透山中に在り穴二ヶ所に分れ大風穴小風穴と名く大の方
ハ穴六ツあり其内大なる穴ハ横三尺高一尺八寸小なるハ長尺七寸より二尺四
五寸高一尺二三寸なり其ハ形丸きあり三角なるあり横長きあり六穴とも
長二丈幅一丈余の大石集りたる中に三十六穴形を現し夏五六月より
八月迄冷風吹出るの神の如し秋冷に至れハ却て風歇冬ハ又温

風吹出しいかなる厳寒にも穴の邊ハ雪積る事なしと云

○金子城墟

金子村にあり長八十八間幅三十間ありと云舊ハ金戸と書るよし東鑑の中に伊豫御家人三十二人の内金戸源三入道後恒法師の孫金子備後守元家と云人の城跡なり天正年中金子傳兵衛基家と云者無雙の豪雄なりしが小早川の爲に此城にて討死しけりと云

土佐軍記に中國ヨリモ毛利輝元小早川隆景吉川元春三万余騎ニテ伊与ノ新居守摩ニ着夫ヨリ毛利輝元伊豫ノ金子城ヘ押寄日数十日ニ攻落シ男女撫切にせんなどゝ見えたり

○金子礀

金子村古より甜礀を出す上品なりその外新居郡甜礀多し往古ハ帝王の御膳料としく貢獻せしと今ハ絶て此事なし

類聚國史三十三帝王部十三御膳桓武巻曰延暦十一年十月丁未停相摸國獻橘伊豫國獻礀以路遠也

○白鑞

大生院村大野山一川と云所より出す上品なり俗に伊豫白鑞と名く

續日本紀文武巻曰大寶元年七月伊豫國獻白鑞

同　乙酉伊豫國獻鑞鑛

○周敷郡　和名抄主布

續日本紀廢帝巻廿五云天平宝字八年七月己酉伊與國周敷郡多治比連真國等廿人賜姓周敷連

同十月己丑云々伊豫國人大初位下周敷連真國等二十一人賜姓周敷伊佐世利宿禰

延喜式兵部省諸國驛傳馬伊豫國傳馬大岡山背近井周敷越智各五疋

○和名抄鄕名

田野鄕　池田鄕　井出鄕　吉田鄕

石井郷　神戸郷　餘戸郷

昔ハ此七郷なりしを後に拾七村に分たり

新屋敷村 千二百九十一石余　今在家村 五百三十七石余　廣江村 九百九石余　北條村 千八百七十石余

三津屋村 七百九十三石余　石田村 千八十六石余　玉野江村 七百九十一石余　周敷村 二千一百二十九石余

吉田村 六百五十二石余　北川村 百六十五石余　南川村 九十石余　妙口村 千七石余

大戸村 八百四十一石余　願蓮寺村 四百八十八石余　池田村 千百九十五石余　今井村 三百三十九石余

安井村 百八十一石余　赤尾村 五百四十石余　大郷村 六十二石　千足山村 七十八石余

寺尾村 二百八十五石余　田野村 千九百卅四石余　長野村 千三十五石余　石經村 二百九十四石余

志川村 四百四十九石余　湯屋口村 百廿二石余　鞍瀬村 七十九石　楠窪村 百三石

明河山村 二百四十五石余　来見村 百八十八石余　高松村 八百八十四石余　久妙寺村 三百八十七石余

河根村 三百八石余　関屋山村 百五十九石余　臼坂山村 二十四石余　千原村 十八石余

滑川村 百十九石余

總高二萬千三百四拾二石五斗八升五合

○伊豫高嶺

周敷郡に聳えて東ハ新居に渡り西ハ浮穴郡に及べり今世に石鉄山と云ふ山是なり此山の東南ハ土佐國長岡郡なり神名帳に所謂長岡郡石土神社なり此社石鉄山の東南の麓なり俗に是を前神と云山上の神を奥院と云此神ノ名ハ古事記に次生石土毘古神（註訓石云伊波）とあると同じ神なり伊波都知なると後世訛ていしつちとよびなりしと土佐高明志に

といふものまうでありしと玉井春枝がかきし横峯寺にある正保五年本堂再建の棟札にも石土山別當大願主權大僧都堯賢敬白と見えたり古ハ石土と書しるせり山路嶮しく太く神さびて此國内に秀たる高山也昔役小角始て此山に登り其後石仙といふ道人山路を開き絶頂に神を祭りたまへり雪ハ五六月の頃消て八九月のころより積れり毎年六月諸人登山すものおほし大戸といふ所ハ入口にて麓より九里八町ありと傳へきさまでハ行ず又大保木といふ所よりものぼる萬葉集山邊赤人歌に極此疑伊豫能高嶺とあるは是なるべしおのれも一度ハのぼらまく思ひしど何れの年も障ありてはたさゞりしとゆかりし幸をえていぬる文久二年遂にかれて嶺に登りしきその時の日記書寫て此書に載ん人のかくべきす

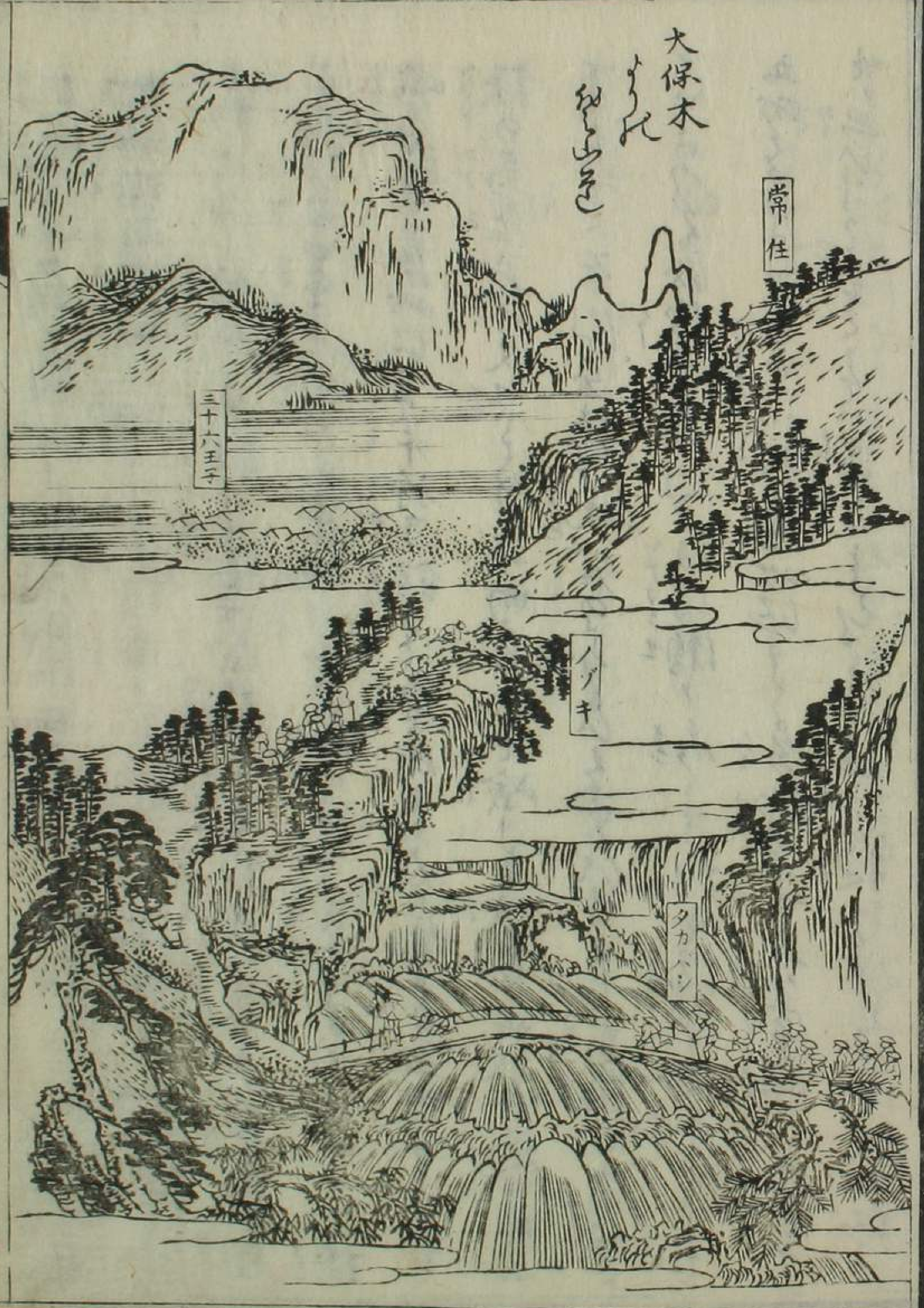

頃は五月廿七日朝辰時なりし今治城を出立その時伴ふ人ハ男成章越
智通偕従者一人午時ばかり六軒家といふ所にて昼飯喰ひ出来別れ返りし
小松といふ升屋某の許に宿る廿八日暁より雨降れども定めし日数あれば朝
まだきに蓑笠して宿を立出綱付山といふ山のかたはら七十町ばかりのぼりて横
峰寺に至る此所にて千梓子餅といふを売る所そこより五町ばかりのぼりはて
鉄の鳥居あり又下る事三千町ばかり山を嶮しき坂なり此坂を郷の坂といふ
下りては谷川に出清き流れ岩の間をめぐりて見えわたりてよし高橋といふ渡りき
ていとめづらしき橋なり此川を板椙瀬といふ橋を渡りて又登ること十
五町ばかりにて下黒川村に出此所より遥路といふハ常住といふ所まで
と八里ひしかど其ところにて宿をとりたると許さる様なりしかバいとて此所に

やるせもの時午刻ばかりにて豆腐などもあれども御はなしにこれらの事ども郭公
の鳴くをきゝて

時鳥なくや五月の山中に峰をめぐりて雨ぞふりける

廿九日暁起出るに雨降りきたれば宿の根へハいらずと思ひしかど夜明て
すこし晴れたる成りとハいへども胡餅喰ひて出たちしが一里ばかり行きて女人堂
に至る小角の像岩の中にあり此より奥へハ女を入しめずと又行く
十町ばかりにて瀧あり其の上にも有り其上も二十丈もあるべき落る所いとすさまじ
深し今ハ川上の方にも有りし此を過ぎてまた程なく瀧川を渡りて行く事一
里ばかりにて常住といふ所に出る此所古常住山仏光寺といふ寺有と
今ハなくなりてその名のみ残れり横峰寺を仏光山と名づけ此寺号によりて

ふもと前神寺の宿坊なりし所に奥前神寺と云ふ是より五町ばかりにて八丁條原
そこより頂上までの道のりは幾ばくとも定かならずいと険しきを行けば
一坂表白坂早鷹などいふ所あり是より木根岩角にとりすがりて登ること二里
ばかりにして夜明といふ所に出づ是行者の夜の明くるを待ちし所なりといふ
所なり是より一鎖とて鉄にて造れる鎖あり長さ八十七尋ありといふ
それよりすゝみて危さもいやまし又十町ばかりゆけば二鎖あり長さ
さかしき六十六尋ありとぞ此所の岩壁の高さはかりしられず殊に険しく
例のなかりけり危きことはいはん方もなしやゝもすれば取放ちなば
其の壁のぬきたる岩のおもてを這ふやうにすがりて頭も砕けなんとするばかり命
も失ひつべしとおもふばかりなりされど登りゆけば三鎖まで長さ七十五尋あり

さて此所をすぎぬれば雲霧立ちのぼりて下界の事はみえずなりぬ天子神坂
おもしろく遥かに高嶺にのぼりてみればその頂も高く嶺の形いとめづらし
よりは石づくりの祠ありて是も大きさ二尺ばかりなり伊豫の大嶽
にて銅にて鋳たる物なり祠の内に三躯の銅像をおさめて文明の
年号を彫り付けたり是も一人の童子の銅像にて是を尊きものとす
又其のかたはらに童子の銅像あり是も石鎚権現の御手なりと
し銅の狛犬もありて長曽我部元親の寄進なりといひ伝ふなり
石仙の造りたる蔵王権現の像は前神寺の本坊に秘め置きて近き頃
紀伊國にて模し鋳たる像なりとぞ上にふるき鏡もありしといふ
ゆかしき事なり柳此山は石土毘古神をいはひ祭れると蔵王権現なり

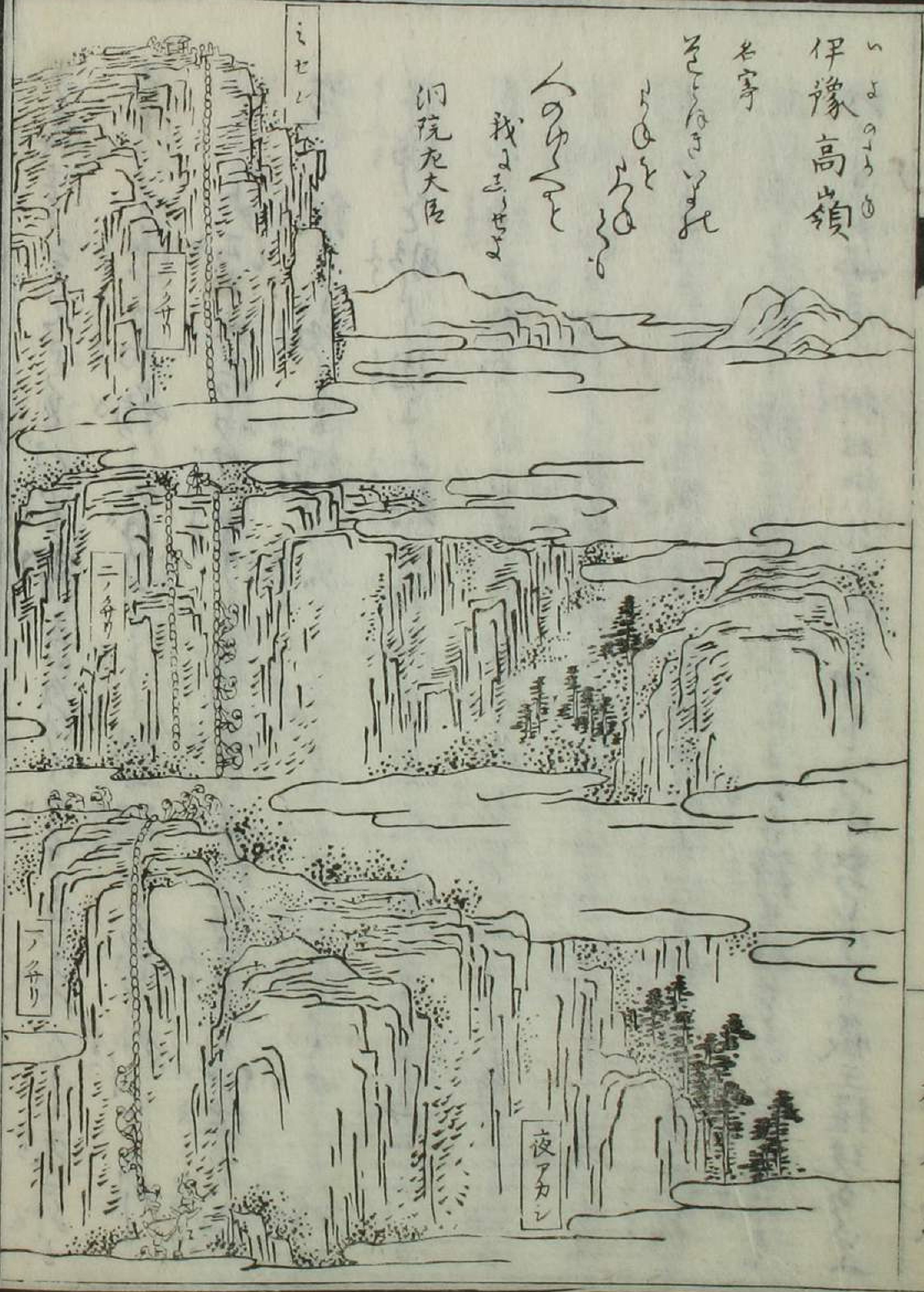
伊豫高嶺
名寄
洞院左大臣
ミセン
三ノ鎖
二ノ鎖
一ノ鎖
夜アカシ

天狗岳
鋸峯
冷泉為家

名をしもおふせつはいとまくしや又ハいとど道人もの詞よつみざる海かハ
此山ハ汁んるハうる海しるハ雨やらとして雲霧立覆ひて眺望叓
よる一晴たる時ハ南ハ土佐海東ハ讃岐路又阿波ハ瓶が森と云
山まさへてもくえず北ハ安藝黄備の山々西ハ松山大洲宇和島まで
とくに海よく晴たる日ハ九州まで遥にえ渡るとぞ絶頂の横六間斗
社ハ丑寅の方に向ひて西東ハ三四間ばかり有てしずくる石かなく投重
居ちるて平なる所なりしも西風ちんして後の方ハ見おろし雲霧
を深く隠つ三丁町ばかり下に水禅定といひて大なる巌上に水の涌
出る所有りてすこし南の方に大のあきとていとおそろしき崖有と云
されど雲霧立ちて下もえず腰に持る食餅などとり出し喰すなど

りて又元の鎖にすがりて下るに危さハ行しにもまさりて下り海の心やす
きに難なく下りて夕未刻過ひ本の黒川に入りぬ

行者堂まうでもしけん雲の路仮の身の鍛を思ひそやれ

○

塔石

大石渓岸に従ひてのつて七層塔の形なる故に俗に御塔と名く
此所の鎖をすぎり夜明近き頃を名さすとも細き径より是御塔石
あり條出残りて踏おろし行事数十町ばかり御塔より凡そ四五高
廿五丈ハ周囲廿二間許と云石を横に積上る如く見ゆれども
実ハ自然の物にて末細く長く秀く大風にハ吹倒さまでと見ゆ
鬼工神造といふ聖地と西條名所旧跡集にしるせり

天柱
即塔石

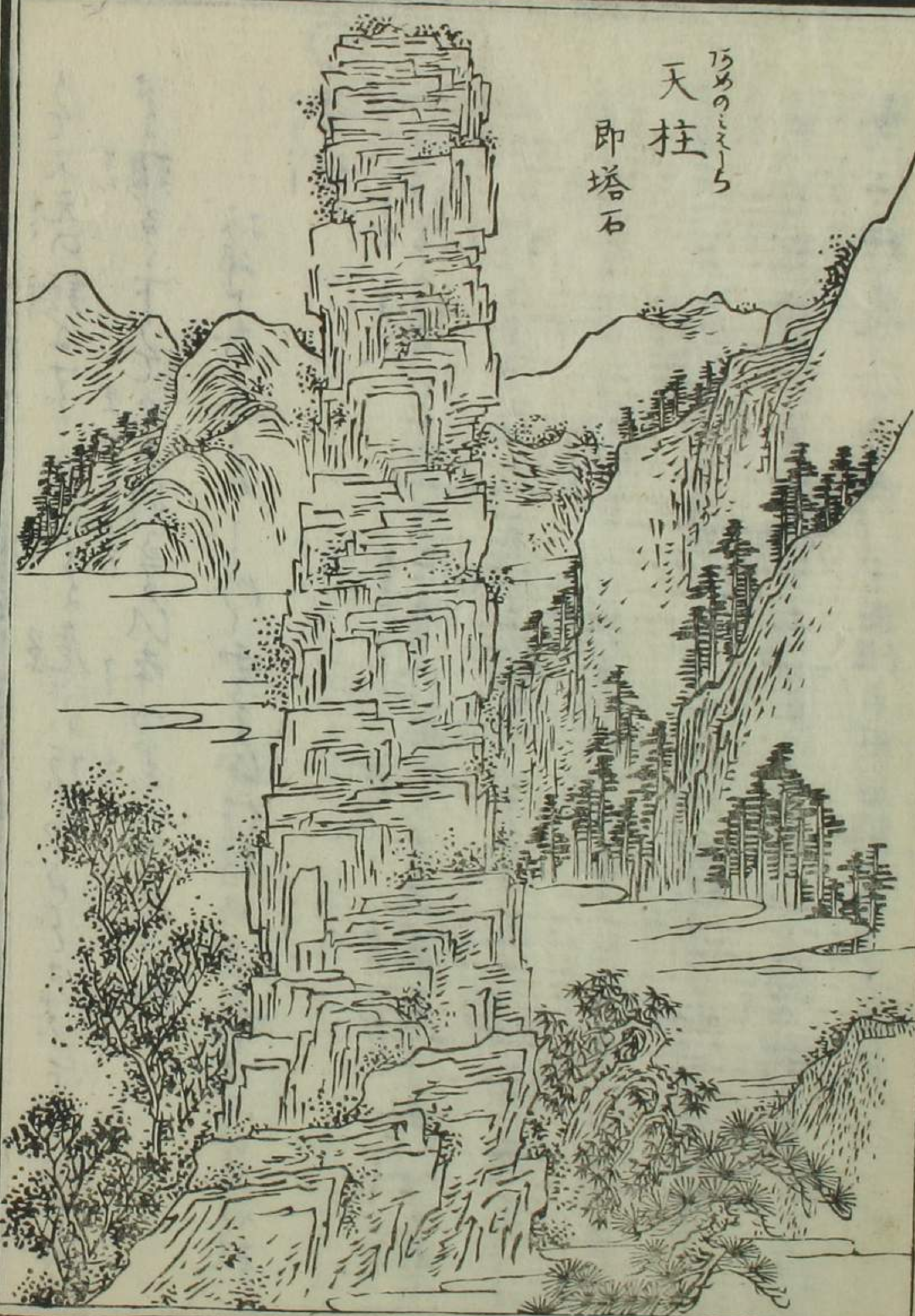

○横峰寺

千足山に在る本尊大日如来座像長三尺三寸行基作四國順拜六拾番札所なり大宝に白石鉄山に登るものは必此寺によると云古は石土山と号しを後に佛光山と改む石仙道人の開基にして第二世を光定と云光定は風早郡人にて文徳帝の寵遇を蒙て傳燈大法師位に昇れり

按文徳實録に帝聞光定在山資用絶乏別賜乞食袋濟山中之急とあるは此寺にすめる時の事なるべし

○高瀧

千足山の奥に在る此國第一の瀧なりと云されども人の常に通ぬ所なれば世に知

もの稀なり文化十四年神無月二日小松近藤篤山大人此滝に遊びし時お伴
なる荒木黙翁の記行その中に
外山の峠より奥は人跡たえて稀に杣人の通ふ計なれば道もいと細
く木の根や岩かどの落ちかゝりて足の踏所もなく危き所あり
峰に登りつ下る道は桟を渡すこともあり流れの白きのみ見えて底の知れ
ぬ所は或は五六丈もあるべきとおぼしき階子なるものを渡す階子は木二本渡して横に
小さき木を並べ葛をもて結びたれば通ふ人の足の踏所とし
いと険しくて岩巌を伝ひ木の根をとりわけ行くは恐ろしさと渡しそれより
すべらかなる所の危さはいふもさらなり桟の数百三十に余り階子四五所も
行んほどに東に高き峰の巌にくらべて頂もくらゑて其の峰の[illegible]

枝の梢をこえて山の上に生立ちたる冠は西冠とよばれは
かくなる雨の上すじの[illegible]とききて[illegible]
足より九間ばかり下なる高き岩巌に二三丈ばかりなる白布をかけし如くみなぎり
落る滝の底岩に砕けて飛ちる水の音高き世の塵を払ひ仙人の住所
なるべきを思はしむるなり瀧壺の深さは藍を流せる如くの清さなすてそ
底の玉もかぞへつべくその流の末なる岩をつたひて渡れば二三町ばかりなる足
ふみも険しき坂あり例の葛をとりて登るに末なるは胸をつくばかりにて老の
力つきぬれば[illegible]命にかへて絶ゆるかとされど登りてやゝ高き
ところに峰を見て桟ありて四五町ばかりゆくに左の上に名に負ふ
彼の高瀧なり是より五六町ばかり過て滝壺の末は山の麓に流れ

けられ落る瀧浪六七十丈の上ハ二筋にわかれて瀧の二分となりて
成く雲を吹く落る巌のそば南ハ凡二百丈北の落るハ高さ百三四十丈
なりまた其手足のごとく八ツ百五拾間とぞ傳へしぞ頂二百丈の高さ真一文
字にて中ハ少し低き所より瀧の落るは八
山をうへに落り木あり松梅のたぐひ交りて細き木のしげりて蹊さ
草のしげりたるを過て麓ハ岩かるべく吹上る雲の巌の地より見上るが
面直なる大なる壁をたてたるが如し半より下ハおのづからなる岩のくぼみ
幅五六十間もあらんその中を白浪となりて落る所ハ岩の上より流れてたゞ
て見ゆるまた目も眩しくるまん萬山丈人の詠出るなり

高哉皓々潔哉。瀑流一道碧落開疑是原泉出月窟混々逶過

銀漢来晴天沃日光繚渺。陰壑盪雲氣矗隗。仙人漫擬水晶箔。詞客聊泛竹根杯吾聞君子民父母。行潦猶可以濯罍胡不借天公両手挹此一洗人間埃

默翁

天川せきにはなちし雲のうへより落る瀧つ瀬
あまりにせまきを音にきゝつゝあはれとぞ思ひもぞせられぬる

○小松
領主一柳侯の居館山に依て川を前にし要害の一城郭なり
河野家傳記ニ云神戸ノ城主一柳直盛死期ノ願ニ依テ三男藏人直頼ニ小
松一萬石ヲ賜フと夫より以来連綿として相續し給ふ越智姓にて千年

讀史備要
弘安四、六、六日卒ス トモアリ

以来祖先の舊領伊豫に居住しより後ハめでたく絶限なるべし

○一宮
新屋敷村に在て祭る所ハ大國主神なりといふ別當寶壽寺本尊十一面観世音四國順拜六拾二番札所なり
按三島明神を一州の一宮と崇め奉りし事豫陽盛衰記に見えたりされバ外に一宮のあるべきよしなし小松邑志云一國ノ一宮アリ一郡ノ一宮アリ一郷ノ一宮アリ必シモ當國ノ一宮ニアラズ必一郡一郷ノ一宮ヲ誤傳へたるなるべしといへり或云出雲國一宮を勧請すと

○長福寺
北條村に在り應長元年辛亥七月十四日河野通有卒法名號長福寺殿道本大禪定門弘安五年壬午歳通有蒙古退治之時討死之士等追福之為建立之と二名集に出たり
按通有建立の寺号をもて法名と為るなるべし

○香園寺
南川村に在り舊ハ新屋敷村大日といふ所に有しが無本寺と称せしを後に今の所に移しけるとぞ本尊大日如来長一尺二寸佛師春日作なりと云四國六十一番の順拜處なり

○福岡八幡宮
今井村の田中に小山有り四尾山と名くその山上に立せり縁起不詳
此山の麓。槲の大樹ありて中朽て空虚なりその中に地藏の立像を

彫りし生木地藏と名く何人の所業なるを知ず俗に弘法大師の作也と云傳ふれ四國の習ひて奇しき事ハ皆大師の作と称るもの多し固信するに足らじ

○周敷神社

延喜式に桑村郡周敷神社とあるを舊蹟考云御社ハ周敷村に立せし俗に西宮と称ふ祭神ハ秘訣なりとて社家の外にハ傳ずとぞ又桑村郡國安村にも周布神社あれど周布村で本社なるべきといへり

廿四社考云在地未分明以周敷郡周敷村社為周敷神社者大誤也

按延喜式に桑村郡といへるをもて後人此社の所在を疑ひ是等の論出来しもの也舊蹟考にいへるごとく実ハ此周敷村に立せるもの本社なるべしそをいかにとなれバ周敷神社本ハ周敷郡周敷村より出ら名なるものなれ郡郷ハ後に一郡を分て二郡となし或ハ隣郡に分入などしたるものなれバ舊ハ周敷郡なるも桑村郡に隷る事有べし抑く乱世なりければそれハ彼此入交りたるも多かるべきなれバ周敷村なりて別に桑村郡に周敷神社のあるべき理なし猶郡郷のことハ久米郡伊豫神社の所に委く論へり

○花園の淵

安井村に在り龍神祠有て雨を祈る處なり旱する時雨を祈るに此淵に鰻出る也ハ忽ち雨ふるといへり

○木葉石

我国木葉石を出す所多し明河山より出る物尤奇品なり此石の出る所は海上にて汐みちてはかくるる塩滝権現祠あり祠前に一石有て朔望に及べば潮の満干ありと云伝へたり甜く試るに鹹味ありと由路かたりき西條藩士妻木某紀州文士祇園南海に一顆を贈しに南海詩を作て是を謝せり且記文一篇有りたるに録す

木葉石出豫州周布郡蘘荷嶽崖之下崖深千尺土人縋而鑿采是以不可多獲云其質頗粗礪灰褐色折之片片皆挾木葉大抵大五六寸者挾葉三五枚葉色栗皺表裏相交紋理井然邊皆鋸齒儼如繡毬葉碎而焼之有烟氣起良可謂奇物也矣按貝氏本草亦載之云出奥信

木葉石　明河山産

幾片山風吹乾却
疑玉砌帯霜残
生機萬古不磨滅
寄托雲根留與看

祇南海

木葉石にて遠近の硯を人の贈りけるに　大納言為村

ねびても有し言のはのこる石
つきはすまじき命ならずて

諸州益花紋石之類不知其所言與豫州出者同異如何然其類花紋石者恐不然益花紋石其紋自異非他物化成者李瀕湖所謂石芝石桂亦皆自生者珊瑚海松之類耳若木葉石乃化成者非具其形而生想幽谷陰崖落葉稠疊土偶覆之久而土自凝結成石葉亦従而化耳其質雖已化形尚依舊所以境之有烟與其石蟹石蛇附石自化者其理同焉嗚呼造化之妙不可測而其理固不可誣也非獨造化然人心亦然故堅夷齊之風頑自化廉結踞蹻之黨介乃化盜一讓以化虞芮之爭一淑以化江漢之游真人無為自化聖人所過乃化芝蘭鮑魚非變是化猿鶴沙虫各從其類伯玉六十之化孟子人堯舜之說豈吾欺哉予於木葉石也有感焉遂書以歸之

延享二年清明前一日　祇園阮瑜記

按此土必塩礬等の氣有て埋もる木葉の久しくして石質に化せしものなるへし

○中山越

周布郡滑川に沿て西久米郡に出る山道なり中山越と名く此道櫻樹多し因て俗に櫻三里と称す松山藩士矢野五郎右衛門と云人貞享四年に松櫻の苗木を植るよし因て今に矢野櫻と云とぞ溪川にそひて桟道を造る風景殊によろし千原千場か嶽などに行道眺望深し文人墨客節を留るもあるへし又曙橋と名る復道あり山城東福寺の通天橋に似たり

中山越（なかやまごえ）
曙橋（あけぼのはし）

○久妙寺

久妙寺村に在り本尊千手観音廿八部衆とも行基作梵音山と号す
此寺昔七間四面の堂空海再興して嵯峨帝の御祈願所也と云南円堂塔
本堂大日如来運慶作されど塔ハ破壊して今ハ礎石を遺せり十二坊構
境内東南濠に荒神宮峠に春日社東に石仏の大地蔵尊に傍せり又如
意輪観音空海涅槃像両界曼荼羅其外種々の宝物有之
此寺に於て修行せし事ありて又弘法院と号す昔ハ寺領池田郡蓮ちか村
に於て鎮守十二坊有しが今ハ其名のミ或ハ田畑と成りち内桜樹
多し花の頃ハ花見とて来つどふ人多し

○勅使八幡宮

吉田村に在り陽成天皇元慶三年己亥六月五日誉田八幡宮勧請せり古ハ吉
田八幡宮と称しを村上天皇御宇石鉄山へ勅使の事有しに勅使下向
の時当社へも参籠有しよりしてより勅使八幡宮と名くと社記に
見えたり

近藤範序云世傳南北朝の時後村上天皇軍勢催促の勅使と
して日野中将吉野殿より下向しまひしを吉田郷にて薨去しまひぬと
されハ日野中将の参籠有しに依て勅使八幡とハ名けられしにや然
れとも社傳と異なる也いかゝ

按吉田奥隆寺に四條左少将有資朝臣の願文等ありしとかや
此説さもあらん社記にいへる村上天皇ハ恐くハ後村上天皇を誤

傳へもやあらんか

○鷹

石鎚山昔より名鷹を出せし芳野拾遺に今上位に居させ給ひし
ときつき伊豫國左馬助氏明の許より世にためしなき白ふなる
逸物なりとて鷹一もと奉りけるをご覧ありて

鷹百首に雀鶏をよめる　定家卿

伊豫路ゆく大山づたひに嶋江の妹しもあらばかへるとやせん

○桑村郡　久波牟良

和名抄郷名

籠田郷　御井郷　津宮郷

昔は此三郷なりしを今は二十七村にかはれり

喜多臺村 六百十二石余　壬生川村 八百三十二石余　新田村 四百八石余　高田村 五百六石余

河原津村 二百十石　楠村 九百六十五石余　黒本村 三百石　中村 八百四十七石余

圓海寺村 三百四十三石余　明理川村 二百九十九石余　桑村 三百四十五石余　國安村 千五十石余

新市村 三百六十六石余　古田村 九百六十四石余　得能村 六百二石余　高知村 七百八石余

安用村 八百十六石余　石延村 九十五石余　上市村 九百四十三石余　宮内村 百四十石

大野村 百八十九石余　福成寺村 五十石余　實報寺村 二百五十五石余

河内村 百八十五石　田瀧村 百廿石　黒谷村 四十七石　旦上村 七百六十五石余

總高壹萬三千四百三拾四石壹斗三升二合

佐々久はササキ、陵墓の義なり。貴人の古墳此丘陵に在りしを知るべし。思案すべし。

○佐々久神社

延喜式に桑村郡佐佐久神社とあるは御社は安用村佐志久山に立せ玉ふ所祭詳ならず二十四社考云久與幾通疑佐々幾神社而祀仁徳天皇歟沙々貴神社は近江國蒲生郡

按佐與志通佐志久山に立せるによりて称玉ふ神名なれば佐志久神なるべく佐々久神の立せるに據く山名によりて称するは佐々久山なるべし

○布都神社

延喜式に桑村郡布都神社とあるは御社は石延村に立せ玉ふ祭る所詳ならず二十四社考云或曰祀布都主命歟又曰武甕槌神謂武布都又豊布都也大和國城下郡冨都神社同体歟舊蹟考には阿波國阿波郡建布都神社あるを同神なりといへり

三代實録云天安二年九月廿二日己酉授伊豫國正六位上布都神従五位下

○黒瀧神社

田瀧村の山中に在す黒瀧權現と号し所祭熊野皇太神なりといへり甚嶮しき山にて容易登り難し此社に宿すれば夜半ごろに笛太鼓の音を間近く聞ゆるとぞ越智通俗かのいひき

春枝云新抄格勅符ニ停止黒滝神封一十烟 伊余国
右割神封物充祭断畢仍納件封還収下符民部省畢官宣承
知以前件帖弁官宣承知依件行之符到奉行 延暦九年四月
廿二日と見えたり田滝村に立せる黒滝明神の御事をいふなるんか
按此社ハちかく熊野より遷奉るよしにて石鳥居に天明の年号を
彫たる神封十一烟なりし社とも覚えざるハ誤なるべし

○興隆寺

古田村山中に在り西山寺と名く又佛法山普門院と号ス本尊千手観音
并廿八部衆とも行基作也と云桓武帝長岡宮にて御悩の時開基報
恩大師宮中に入て大悲心呪を唱ふるに不思議の霊験有て御悩忽平

愈給ひけれバ叡感の餘大伽藍を建立せさせ給ふ即壬生川津まで創草
ありし由縁起にみえたり今十二所権現二王堂三重塔なども有りしを会ス悉
破壊して僅に堂一宇残れり吉田郷の内得能領寄進地として寺内東
西廿町餘南北五町と願書に見えたり其外建長正平永正康暦の頃の綸旨
院宣願書證文等枚挙すべからず又鎌倉将軍の寄進状有

伊与国西山寺領如元可被知行天長地久朝敵退散御願成就祈
殊可致精誠之状如件
延元四年十二月六日
興隆寺 衆徒中
左将（花押）

伊豫西山観音寺領
同國越智郡拝志村
水田弐百四拾町永代
令寄附處也山林
竹木殺生停止状如件
文治三年四月六日　頼朝（花押）
西山上人

太平記巻廿二云四條大納言隆資子息少将有資ハ此国ノ国司ニテ自去ヽ年在國セラル

按前文有資朝臣の願書なるへし筆痕絶妙僅にも趣を寫すのミ

鎌倉将軍寄附状

紙中煤黒文字剥奪して謄寫すなはち信に八百年物なり縮寫してその概畧をしめし

○由流岐橋（ゆるきのはし）

興隆寺門前に在る所の橋をいふ和爾雅三才図會等に載て伊豫国の名所とす深渓数十仭の上に架し人渡る毎に動揺するよりて橋の名に負るなるへし　空海哥とて

ちかひミの法の此寺の法のみついつれも清くそゆるきの橋

懐中抄　　頼光

みかくれる春ハつもるくゆるきのそはしも秋ハ先みるせさ

興隆寺ニ所藏宝暦中常雅卿の文書有其文云

伊豫國由流宜橋往昔爲詠歌之所在八雲御抄然所傳之歌非詠橋上之景唯詠爐而用橋名一首載懐中抄ニ橋今存於與

隆寺中

按新居郡福武村に歩行バ土地の動揺する所あり大ゆるぎ田小ゆるぎ田と名く是を田流岐橋といふハ誤なるべき

○世田城墟

楠村の山上に在り河野の本城四十二ケ所の一にして建武年中南朝の忠臣大舘左馬助氏明朝臣此城に篭もり

南海治乱記云大舘左馬助カ篭タル世田城ヲ取詰讃岐國ノ住人藤橘伴ノ黨相共ニ是ヲ攻ル九月三日ノ暁大舘左馬助城ノ木戸ヲ開テ打テ出カ戦ヒテ死ス岡部出羽守一族モ皆戦死ス城ハ陥ニケリ是ヨリシテ頼春国中ノ敵方ヲ攻靡ケ河野カ罪アルヲ赦シテ本領ヲ還附シ兵ヲ引テ帰ル其行績[illegible]

聞ユケル

又云貞治二年二月頼之讃州笑原庄ニ来テ兵ヲ聚ノ總兵ニ二万人ヲ以テ二軍ニ分チ海陸二路ヨリ豫州ニ向ハシム云々細川頼之大兵ヲ發シ豫州ニ攻入リ先世田山ノ城ヲ囲ム河野通朝防戦シテ相守ルヿ数十日ニ至ル城中ニ野心者出来テ通朝ヲ自殺セシメ世田山城陥ル夫ヨリ兵ヲ進テ湯ノ城ニ至ル

○吉田山醫王院

世田城の南に在り依て世田薬師と云醫王院有に依く又醫王山と名く本尊薬師堂の傍に大舘左馬助氏明朝臣墓あり殉死忠臣ノ墓ニハ岡部出羽守忠重新海太郎貞廣同四郎貞秋同五郎貞行境四郎左衛門光重同十郎光行大田宗藏秀行小山田傳内定成中川三郎兵衛

碧梧菴蔵

正頼来崎八郎定能中瀬次郎政道同三郎政光同六郎政信亀岡忠三郎
武元中山八郎高俊平塚金吾久光同七郎久行十七人暦應二年秋九月三
日一所ニ殉死ス朝臣全ニ其節ヲ也と俚諺集に見へたり近世碑を建立せり平
安大舘中務入道讃堂氏晴謹誌とありけり

○常石山城墟

得能村に在り元弘年中伊豫國官方土居次郎得能弥三郎常石山城に
楯籠る時に長門探題上野介時直中國より當國へ押渡り其勢一万余
騎久米郡星岡に陣して當城を攻んと謀る程に土居得能探題の陣
所に夜討せしかハ時直大敗て今治浦より小舟に乗り主従六人希有の命
助りて備後国に押渡り夫より長門へ下りける由太平記綱目ニ見へたり

○瑞岩寺

得能村に在り河野通吉の霊牌を安置せり法名瑞岩寺殿前備
中太守梅岑崇傳大禅定門と号す

○象森城墟

旦上村に在り櫛ノ伊賀入道嫡子肥後守兼久と云人の城跡なり天正七
年九月金子備後守元家不意ニ當城ヲ夜討せしより兼久遁て又伊賀
入道と共に川内善久寺へ落て忍び居る其時目見田十郎荻川新左衛
門城中に残りて討死せり翌天正八年五月十一日兼氏兼久川内村金田
原にて自殺せり

○觀念寺

上市村に在り大雄山と号す开山聖一国師の弟子鉄牛和尚なり佛殿四宮四面本尊釋迦如来脇立文殊普賢正観音鉄牛和尚の木像有宝物には开山入唐の時の袈裟座具鉢十四珠数等寺領寄進状墨画観音摩利支天趙子昂の墨蹟尊氏将軍の御教書等なり又庭前に名木の梅あり花一輪に實数多むすぶといふ

○寳報寺

寺内に櫻の大樹ありて花の比ハ遠近の人々群集となれ村長を守て実報ちると名けり

○臼井水

楠村の道傍に在り清水の底に臼を埋くを用ゐ湧出侍く名泉なるなり此泉の湧る所日光映して五彩のいろをあらはし因て俗に来迎水と名く例の法師どもの愚人を欺く業さまにして因て是を近世その傍に碑を立たり